

令和6年度第6回
杉並区農業委員会 総会

令和6年9月24日（火）

1. 開催日時 令和6年9月24日(火) 15時30分から16時30分

2. 開催場所 杉並区産業振興センター会議室

3. 出席委員(11人)

会長	13番	秦 孝良			
会長職務代理	5番	飯田 幸弘			
委員	1番	細淵 玉美	9番	井口 源成	
	2番	蓮見 紳次	10番	井口 明	
	3番	原 修吉	11番	田原 良規	
	4番	野田 一郎	12番	鈴木 宗孝	
	6番	原田 映史			

4. 欠席委員(2人)

委員	7番	小野 実	8番	篠 清孝	
----	----	------	----	------	--

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	石野 哲夫
事務局次長	松本 智之
事務局書記	瀬端 一哉
	齊藤 慧
	山口 育生

6. 議事日程

【協議事項】

- 1 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 2 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- 3 納税猶予の特例適用農地等該当証明について
- 4 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
- 5 農地利用状況調査の結果について

【報告事項】

- 1 農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について
- 2 その他

7. 議事

- 事務局長 それでは、令和6年度第6回農業委員会総会を開始いたします。
本日は協議事項5件、報告事項がその他含めて2件ございます。議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。
本日の欠席委員は小野委員、篠委員署名委員は飯田職務代理と原田委員です。
よろしくお願いいたします。
では、協議事項に入ります。
議事進行を議長にお渡ししますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 それでは、協議事項に入ります。
1番、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明を
お願いいたします。
- 事務局長 （1件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番、また、担当委員より現地
の様子について説明）
（協議）
- 議長 それでは、証明書を発行するということで決定いたします。
続いて、2件目、お願いいたします。
- 事務局長 （2件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番、また、担当委員より現地
の様子について説明）
（協議）
- 議長 それでは、証明書を発行するということで決定いたします。
続きまして協議事項2番、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、
事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長 （申請年月日、相続開始日、被相続人の氏名、相続人の氏名・住所、該当生
産緑地の地番、また、担当委員より現地の様子について説明）
（協議）
- 議長 それでは、証明書を発行するということで決定いたします。
続きまして、協議事項3番、納税猶予の特例適用農地等該当証明について、
事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長 （照会人、照会内容、照会日、照会のあった農地、また、担当委員より現地
の様子について説明）

(協議)

- 議長 それでは、証明書を発行するという事で決定いたします。
続きまして4番、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、お願いいたします。
- 事務局長 (申請年月日、申請者名、住所、買取り申出事由、買取り申出事由発生日、該当生産緑地の地番・面積、また、担当委員より現地の様子について説明)
(協議)
- 議長 それでは、証明書を発行するという事で決定いたします。
続きまして、協議事項5番、農地利用状況調査の結果について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 (事務局より今年の農地パトロールを実施した結果、指導を行った方がよいと考えられる農地について説明し、どのような指導を行うべきか1件毎に協議)
- 議長 ありがとうございました。
それでは、協議いただいたとおりにご対応いただければと思います。
続きまして、報告事項に入ります。
1番、農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について、事務局からお願いたします。
- 事務局長 (「農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」1件について、届出年月日、譲受人、譲渡人を報告、土地の所在地、また、担当委員より現地の様子について説明)
- 議長 ありがとうございます。それでは、報告のとおりご了承願います。
続きまして、報告事項2番、その他の報告について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは2点、私から説明いたします。
まず1点目。私から農作物生産状況調査の配布について説明いたします。こちらは例年、東京都農業会議から依頼をうけている調査となります。東京都農業会議の調査に併せて、杉並区からの農業経営実態調査アンケートも封入しておりますので、昨年同様に、各ご担当地域の農家様へ配布をお願いいたします。回答期限が10月25日となっておりますので、お早めに配布いただき

ますようお願いいたします。

続きまして2点目、今年度、新たな方法にて農地パトロールを実施いたしましたが、来年度以降の農地パトロールに向けて、良かった点や改善点等のご意見いただきたいのですが、どなたかご意見ございますでしょうか。

○井口明委員 今回決められた期間で、調査日時を担当委員同士で決めることができたのはよかったですと思います。しかし、1次評価から2次評価実施までの期間が1カ月程あり、この時期は1カ月も経てば畑も環境も変わるので、評価の違いが出てきてしまうのではないかと思います。

今回のように8月実施となると強烈な暑さの中で、雑草もすごく伸びてしまいます。我々農業委員としても雑草の繁茂状況を見て回っているみたいなどころがあり、農家の方からもこの時期は気温が高く、長時間作業ができなかったり、雑草の処理が追い付かないときがあるとご意見いただきました。そのため、今年度の方法で9月に実施できれば、きれいに作付けやマルチシートを張られている農地を見ることができ、我々としても勉強になるのではないかと感じました。我々も農家ですので、9月に入ると繁忙期で忙しいですが、調査日時を自由に決めることができるのであれば、一次評価を9月の上旬とか中旬で実施し、2次評価はその後1週間ほどの間で実施していただければ、畑の環境もあまり変化しないのではないかと感じました。

○原委員 現地調査は9月だったときもありますよね。

○事務局 昨年は9月上旬の実施でした。昨年も、一昨年実施後の農業委員からの意見により、8月実施を試みていたのですが、調査日程が合わず、9月実施となった経緯がありました。

○原委員 9月の総会で評価を決定しなければならないのですか。

○事務局 8月から10月の期間に現地調査を行う必要がございます、9月の総会までというわけではございません。

○原委員 10月でも良いのですね。

○井口明委員 10月に調査をしている自治体もありますよね。

○事務局 自治体によっては10月に調査をしています。

○原委員 可能であるならその時期のほうがよいですね。今までは全員で調査するのが前提でしたので、パトロールの方法が変わるのであれば、時期を変えてもよ

いと思います。

農家の方に話を聞くと、お彼岸の時期が一番暇でよいと聞きますね。少しの時間であれば出かけることもできると言っていました。

○事務局 それでは、来年度はお彼岸の時期での実施も検討し、あらためて相談及び調整いたしますので、ご協力の程よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

それでは、次回の日程は10月24日、木曜日、15時30分から農業委員会総会を予定しております。

以上をもちまして、第6回総会を閉会いたします。ありがとうございました。